事 務 連 絡 令和6年1月22日

各都道府県地域の元気創造担当課 各市区町村地域の元気創造担当課

総務省地域力創造グループ地域政策課

地域力創造に関する令和6年度当初予算案、令和5年度補正予算 及び令和6年度の地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について

政府の令和6年度当初予算案につきましては令和5年12月22日に閣議決定され、令和5年度補正予算につきましては令和5年11月29日に成立したところです。

地域力創造に関する令和6年度当初予算案、令和5年度補正予算及び現段階に おける地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について、下記のとおりお知 らせします。

なお、総務省地域力創造グループでは、地域力創造に関する施策の説明を行う会議を全国8ブロックで開催することとしています。開催日時等については、「地域力創造推進会議の開催について(依頼)」(令和5年12月22日付け事務連絡)でお知らせしておりますので、ご確認をお願いします。

本事務連絡は、財政担当部局及び市町村担当部局にも参考送付しておりますが、 貴庁内で他に関係する部局がある場合は、共有をお願いします。下記事項につい てご不明な点があれば、末尾に記載の担当者までお問い合わせください。

記

- 第1 地方への人の流れの創出・拡大
 - 1 地域おこし協力隊の強化

地方への人の流れを拡大する観点から、地域おこし協力隊の現役隊員数を令和8年度までに1万人とする目標の達成に向けて、取組を更に強化することとしています。そのため、令和6年度の当初予算案において、応募者の裾野を広げるためにより戦略的な広報を実施するほか、隊員の受入・サポート

体制を強化するため、そのノウハウを提供する「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の拡充を図るとともに、各都道府県の OB・OG ネットワークとも連携した「地域おこし協力隊全国ネットワーク」を本格始動することとしています。

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、地域おこし協力隊の活用を積極的に検討していただくとともに、受入自治体及び地域でのサポート体制を強化していただくようお願いします。

(1)地域おこし協力隊員及び受入自治体の取組

① 隊員の活動支援

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴い、地域おこし協力 隊員の活動に要する経費のうち報償費等について、特別交付税措置の上限 を引き上げることとしていること。

また、各地方公共団体が多様な人材を確保することができるよう、より 専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の報償費等 の弾力運用の上限を引き上げることとしていること。

さらに、外国人の地域おこし協力隊員については、そのサポートに要する経費について、新たに道府県に対して特別交付税措置を講ずることとしていること。

なお、地域おこし協力隊員の活動に要する経費のうちその他の経費や地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費については、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費や任期終了 後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費についても、引き続 き特別交付税措置を講ずることとしていること。

令和6年度当初予算案においては、隊員の受入・サポート体制の強化に向け、以下の事業を実施することとしていること。

・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

「地域おこし協力隊全国ネットワーク事業」を本格化し、全国各地で活動する隊員や OB・OG、受入自治体等の会員専用の交流や情報共有のためのプラットフォームを構築するとともに、都道府県 OB・OG ネットワーク等に対するサポートを実施する。

・ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の実施・拡充 募集や受入などのノウハウを伝授する「地域おこし協力隊アドバ イザー派遣事業」について、派遣自治体数や1回当たりの派遣時 間を拡充する。拡充の詳細は追って通知することとしている。
- ・ 地方公共団体向けの受入・サポートのノウハウに関する研修会等 の実施
- 起業・事業化研修等の実施
- ・ 「地域おこし協力隊の受入れに関する手引き」の改定(9月頃)

② 募集活動

地域おこし協力隊員の募集等に要する経費や「おためし地域おこし協力 隊」に要する経費、「地域おこし協力隊インターン」に要する経費につい て、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

JET青年等の外国人の地域おこし協力隊が各地域で活躍している状況を受け、JET青年等外国人に対する地域おこし協力隊の活動への関心喚起及びマッチング支援等に要する経費について、新たに道府県に対して特別交付税措置を講ずることとしていること。

令和6年度当初予算案においては、以下の事業を実施することとしていること。

- ・ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催・充実
- メディアやSNS等を活用した戦略的な広報の実施
- ・ 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の実施・拡充(再掲)

(2) 都道府県の取組

都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費、地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費については、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。これには、「地域おこし協力隊全国ネットワーク」と連携した取組も含まれるものであること。

JET青年等の外国人の地域おこし協力隊が各地域で活躍している状況を受け、JET青年等外国人に対する地域おこし協力隊の活動への関心喚起及びマッチング支援等に要する経費について、新たに道府県に対して特別交付税措置を講ずることとしていること(再掲)。

また、外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費について、新たに道府県に対して特別交付税措置を講ずることとしていること(再掲)。

2 地域活性化起業人(企業派遣型/副業型)

大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、企業から社員を派遣する従来の方式(企業派遣型)に加え、地方公共団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式(副業型)についても、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、令和5年度補正予算において、官民連携により、デジタル人材・インバウンド人材・GX 人材など、企業の即戦力人材の地方への流れを創出するため、三大都市圏の企業に対し当該制度の活用を広く促すとともに、令和6年度には、活用を検討中の民間企業等の情報を希望する地方公共団体に提供するなど、マッチングの支援を行うこととしていること。

3 地域プロジェクトマネージャー

「地域プロジェクトマネージャー」を任用して地域活性化に取り組む場合、 その報償費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしているこ と。

4 移住・定住対策への支援

地方公共団体が実施する移住・定住対策に要する経費について、移住先の情報収集から移住後の定住・定着に至るまでの各段階に応じて、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

5 移住・交流情報ガーデン

地方への移住を検討している方等に対し、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口に開設しており、地方公共団体等による移住相談会・フェア等の場として積極的な活用をいただきたいこと。

6 関係人口の創出・拡大

関係人口の創出・拡大等の取組に対して、引き続き地方交付税措置を講ず

るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するほか、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することとしていること。

また、「『関係人口』ポータルサイト」についてはサイトの改修を予定しており、サイトに掲載する情報について、積極的な提供をいただきたいこと。

7 ふるさとワーキングホリデー

都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」の実施に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

8 サテライトオフィスのマッチング支援

地方公共団体が、都市部企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組む場合、都市部企業等の社員等が試行的に勤務するためのオフィスの執務環境の用意などお試し勤務の受入に要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

9 子ども農山漁村交流プロジェクト

地方公共団体が負担する「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

10 地域力創造アドバイザー

地域力創造アドバイザー(「地域人材ネット」登録者)を招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を行う際に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

11 その他

(1)地域企業人材支援事業

地域の多様な人材と、人手不足に悩む地域の企業等を効果的にマッチング する事業に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとし ていること。

第2 地域経済の循環促進

1 ローカルスタートアップの推進

「ローカル 10,000 プロジェクト」については、引き続き、民間事業者の 初期投資費用(施設整備費、機械装置費、備品費等)に対して地方公共団体 が地域金融機関等の融資と協調して公費により助成する場合の地方公共団体 の負担額について、国費により支援することとしています。

また、令和6年度より、国庫補助事業の地方負担分に対する特別交付税措置に加え、地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用(施設整備費、機械装置費、備品費等)に対して地方公共団体が金融機関等の融資等と協調して公費により助成する場合の地方公共団体の負担額に対する特別交付税措置を創設することとしています。

このほか、地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業については、令和5年度に創設した「ローカルスタートアップ支援制度」の事業の企画・準備・立ち上げ・フォローアップの各段階において要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、このうち、事業の立ち上げ段階における対象経費を拡充することとしています。

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、地域でのスタートアップを推進していただくようお願いします。

(1) ローカル 10.000 プロジェクト

① ローカル 10,000 プロジェクト (国庫補助事業)

民間事業者の初期投資費用(施設整備費、機械装置費、備品費等)に対して地方公共団体が地域金融機関等の融資と協調して公費により助成する場合、地方公共団体の負担額について、引き続き国費により支援するとともに、特別交付税措置を講ずることとしていること。

② ローカル 10,000 プロジェクト (地方単独事業)

ローカル 10,000 プロジェクト (国庫補助事業) に準じて、地方公共団体が地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用 (施設整備費、機械装置費、備品費等) に対して金融機関等の融資等と協調して公費により助成する場合、地方公共団体の負担額について、新たに特別交付税措置を講じることとしていること。これは「①地域密着型」、「②地域課題への対応」、「③融資又は民間クラウドファンディング等」、「④新規性」の要

件について、地方公共団体において有識者の審査又は商工会議所等の確認 を経て該当すると認められたものを対象とすることとしていること。なお、 国庫補助事業と異なる点として、地方単独事業においてはモデル性は問わ ないこととしていること。

(2) ローカルスタートアップ

① 事業の企画段階

創業支援等事業計画の作成に要する経費、創業塾、創業セミナー、研修に要する経費、ビジネスコンテストに要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

② 事業の立ち上げ準備段階

地域資源の調査分析に要する経費、ビジネスモデル調査分析に要する経費、法人設立等に係る経費、オフィスの賃貸料、インキュベーション施設に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

③ 事業の立ち上げ段階

広告宣伝費、商品開発費に要する経費について、新たに特別交付税措置 を講ずることとしていること。

また、商品化可能性調査に要する経費、初期投資計画書のシミュレーションに要する経費並びに実施計画書の作成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

④ 事業の立ち上げ後のフォローアップ段階

フォローアップに要する経費、再構築調査に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継

地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、引き続き 特別交付税措置を講ずることとしていること。

(4) ふるさと起業家支援プロジェクト

起業家の事業立ち上げに係る初期投資費用に対して地方公共団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等の経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(5) ふるさと融資

ローカル 10,000 プロジェクト (国庫補助事業及び地方単独事業) を活用する事業について、ふるさと融資を利用できることとしていること。

また、その利用を含め、ふるさと融資について、地域振興に資する民間投資を一層促進するため、融資比率及び融資限度額の引上げを行うなど制度の充実を図ることとしていること。

2 エネルギーの地産地消及び地域脱炭素の推進

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、エネルギーの地産地 消及び地域の脱炭素の推進に取り組んでいただくようお願いします。

(1) エネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消を進めるため、地域資源を活用した地域エネルギー 事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定に 要する経費について、引き続き国費により支援することとしていること。

(2)地域脱炭素の推進

① 地域脱炭素の一層の推進(脱炭素債・過疎債)

脱炭素化推進事業債について、新たに「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条第5号に規定する法人及び地方公営企業が行う地域内消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に対する補助を対象事業に追加することとしていること。

また、過疎対策事業債については、再生可能エネルギー設備の整備及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等を行うこととしていること。

② GXアドバイザー

地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強 化事業」において、新たに地方公共団体のGXの取組を支援するための専 門アドバイザーを派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)することとしていること。

③ ローカル 10,000 プロジェクト

ローカル 10,000 プロジェクト (国庫補助事業) において、「脱炭素に関する地域再エネの活用等」に関する事業について交付率のかさ上げを行っていること。

④ 木材利用の促進

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進のため、原則全般的に地域木材を利用した施設の整備については、地域活性化事業債の対象としていること。

第3 地域の暮らしを守る取組

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくりに取り組んでいただくようお願いします。

1 特定地域づくり事業協同組合

(1) 運営安定化支援

都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合(以下「組合」という。)の運営費(派遣職員人件費及び事務局運営費)について、特定地域づくり事業推進交付金により支援するとともに、その地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 設立支援

組合に対して市町村が行う設立支援に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 地方分権改革に関する提案募集への対応

地方公共団体より提案のあった、労働者派遣法により派遣が禁止されている建設業務について、職業能力開発の一環として行う在籍型出向により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を、厚生労働省と連携して令和5年度中に通知することと

していること。

2 地域運営組織

(1) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等

地域運営組織が高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、子ども食堂等の 居場所づくりや交流の場の確保等に持続的に取り組めるよう、地域運営組織 に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講 ずることとしていること。

(2) 地域運営組織の経営力強化

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

3 過疎地域の持続的発展の支援

過疎地域を有する地方公共団体等におかれては、以下の事項に留意し、過 疎地域の持続的発展に向けた取組を実施するようお願いします。

(1) 過疎地域の持続的発展に向けた取組への支援

個性を活かした地域づくりに必要な人材を育成するとともに、地域の課題解決のための技術の活用や地方への新たな人の流れを促進するため、人材育成やICT等技術の活用、移住・定住促進のための住宅整備や、遊休施設を地域振興等に資する施設へ再整備する取組について、引き続き過疎地域持続的発展支援交付金により支援することとしていること。

(2) 集落ネットワーク圏形成の推進

「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組について、引き続き過疎地域持続的発展交付金により幅広く支援することとしていること。特に、専門人材やICT等技術を活用する場合には、上乗せ支援することとしていること。

(3)税制特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補てん措置に関する期限の延長

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19

号)に基づく、雇用機会の拡充等のための国税の特例措置及び地方税の課税 免除等に係る減収補てん措置については、3年間(令和9年3月末まで)適 用期限が延長されること。

4 集落支援員

地方公共団体が行う集落支援員の設置や集落点検・話し合いの実施等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴い、専任の集落支援員について特別交付税措置の上限額を引き上げることとしていること。

5 都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府 県が専門人材を雇用又は委託し、域内の過疎地域その他の条件不利地域を有 する複数の市町村に対して支援を行う経費について、引き続き特別交付税措 置を講ずることとしていること。

6 その他

(1) 高齢者等の雪下ろし支援

雪下ろしが困難な世帯に対する支援や雪下ろし時の安全対策の普及啓発に 要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 音声標識ガイド装置の設置

公共施設及び公用施設において音声標識ガイド装置の設置に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 国土保全対策

上下流の地方公共団体の話し合いに基づき、水資源維持等のための下流団体が行う負担、分収林契約等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

第4 地域におけるDXの推進

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、自治体DX・地域社会 DXを着実に推進するため、DX推進体制の構築やデジタル人材の確保・育成 等に取り組んでいただくようお願いします。

1 地域DXを支える推進体制の構築

地域におけるDXの取組を全国津々浦々に広げていくため、令和5年度補正予算において、新たに、都道府県と市町村等が連携した地域DXの推進体制の構築・拡充を伴走支援するための経費を盛り込んでいるところであり、各都道府県においては、管内市町村のDX推進の進捗状況や課題、人員体制等の実態を把握の上、市町村と課題認識を共有いただくとともに、推進体制の構築・拡充に向けて着実に取り組んでいただきたいこと。

2 デジタル人材の確保・育成の推進

地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題であり、その推進を支える デジタル人材の確保・育成について、以下の事項を踏まえて、積極的に取り 組んでいただきたいこと。

(1) デジタル人材の確保・育成の取組への支援

令和5年度補正予算において、地方公共団体がデジタル人材の確保・育成 に係る方針を円滑に策定できるよう、方針策定や人材育成手法に係る先進事 例等に関する調査を行い、デジタル人材育成に関して地方公共団体向けの参 考書を策定することとしていること。

また、令和6年度当初予算案においては、デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等に対し伴走型支援を引き続き実施することとしており、それぞれの地域でのニーズに基づく人材確保の取組を促進するため、DXの進捗・課題等を踏まえた、必要な専門スキル・役割の洗い出しなどの支援を予定していること。

(2) デジタル人材の確保・育成に係る特別交付税措置

市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費に対する特別交付税措置について、対象となるCIO補佐官等の人数を拡充するとともに、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に要する経費に対する特別交付税について、専門的な資格試験の受験料を対象経費として追加するほか、都道府県、連携中枢都市等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費について、引

き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 「経営・財務マネジメント強化事業」による地方公共団体におけるDX の取組の支援

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、引き続き地方公共団体のDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)することとしていること。

3 「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」の充実化

各地方公共団体の創意工夫を生かしたデジタル実装の取組の横展開をより一層促進するため、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」について、各地方公共団体における取組状況を踏まえつつ、事例の追加等の充実化を行っていくこととしているので、参考にしていただきたいこと。

4 その他

(1) 地方公共団体情報システム機構・自治大学校等における研修メニューの 充実

引き続き、地方公共団体情報システム機構・自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおける地方公共団体職員向けの研修メニューの充実を図ることとしていること。

(2) 統合型地理情報システム(統合型GIS)の導入

統合型地理情報システム(統合型GIS)の導入に必要な共用空間データの整備等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) ケーブルテレビ・コミュニティ放送公共利用事業

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネル又はコミュニティ放送により、 公共情報番組の放送を実施する場合における、公共情報番組の制作及び放送 に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしているこ と。

(4) ラジオ難聴解消対策

地方公共団体における、ラジオ難聴解消対策であって民放ラジオ難聴解消 支援事業に該当しないものに要する経費及び無線システム普及支援事業費等 補助金の交付を受けて行う民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費につい て、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(5) 地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成

地域文化デジタル化事業に基づく文化財等に係るデジタルコンテンツの作成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(6) 携帯電話等エリア整備事業

地方公共団体が実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費について、 引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、定住自立圏構想の推進 と活気あるまちづくりに取り組んでいただくようお願いします。

1 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

2 空き家対策

地方公共団体が行う空き家対策の取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年 法律第50号)」が施行されたことを踏まえ、空家等管理活用支援法人によ る空き家の活用等を図るための業務に対する補助等に要する経費(国庫補助 事業の地方負担分)についても、特別交付税措置を講ずることとしているこ と。

3 所有者不明土地等対策

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策の取組に要する経費について、 引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

4 PPP/PFIの導入促進

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11年法律第117号)」に基づいて地方公共団体が実施する事業に要する 経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

なお、地方交付税措置の具体的な内容については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」(平成12年3月29日付け自治省財政局長通知)を参考にしていただきたいこと。

5 その他

- (1) 中心市街地再活性化対策
- ① 中心市街地再活性化特別対策事業 中心市街地再活性化のために行う施設整備等に対して、引き続き地方財 政措置を講ずることとしていること。
- ② 中心市街地活性化ソフト事業

中心市街地活性化のために行うソフト事業に要する経費について、引き 続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

第6 地域の国際化の推進

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、JETプログラムの活用及び多文化共生の推進等地域の国際化の推進に取り組んでいただくようお願いします。

- 1 IETプログラムの活用等
- (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業(IETプログラム)

JETプログラム参加者の任用に要する経費、JETプログラム経験者との交流・ネットワーク構築に要する経費及びJETプログラムコーディネーターの活用に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、私立学校における JETプログラム参加者の雇用に係る助成経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等の活用

外国自治体との自治体間交流等に基づいて招致した外国籍の外国語指導助 手等の活用に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることと していること。

(3) JET地域国際化塾

JET青年が、地域おこし協力隊などの地域づくり関係者との車座(意見交換)を実施し、地域づくりの優良事例を学ぶとともに、視察や体験を通じて地域活動への理解や関心を深めることで、地域の国際化に資する取組への参加を促す取組について、引き続き国費により実施することとしていること。

(4) IET青年等外国人隊員の増加に向けた取組支援(再掲)

JET青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援並びに外国人の隊員へのサポートに要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

(5) 日本にゆかりのある方々と国内の自治体との連携促進

JET経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の自治体の連携を強化し、海外における力強い「地域のサポーター」になって活躍してもらうことを目的として、新たに国費によるモデル事業(人的ネットワーク構築・強化のための交流・発信の窓口の設置)を実施することとしていること。

2 地域における多文化共生の推進

外国人の相談ニーズに適切に対応するための行政・生活情報の多言語化や 生活オリエンテーション等の実施、災害時における外国人への情報伝達・外 国人向け防災対策、定住外国人子弟等に対する就学支援等、地域における多文化共生の推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、国の交付金を受けて行う一元的相談窓口の運営及び地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

3 その他

(1) 国際交流

① 姉妹都市交流

姉妹都市提携の締結に係る活動経費及び姉妹都市等との継続的交流に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

② 地域国際化協会

地域の国際交流を推進する中核的民間組織である地域国際化協会の活動の支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、地域国際化協会に対する出資金に充てるため平成20年度までに借り入れた地方債の償還金利子について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

③ 留学生支援

留学生に対する奨学金の交付、カウンセリング、宿舎の情報提供等の支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 地方公共団体における国際的な人材育成等

① 職員海外派遣

地方公務員海外派遣プログラム(海外武者修行プログラム)をはじめと した地方公共団体職員等の海外派遣等に要する経費について、引き続き地 方交付税措置を講ずることとしていること。

② 海外研修生受入等

LGOTP(自治体職員協力交流事業)をはじめとした海外からの研修 生受入事業等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずるこ ととしていること。

- (3) 外国人材の活用及びインバウンドの促進等による地域活性化
- ① JET地域国際化塾及びJET青年等外国人隊員の増加に向けた取組支援(再掲)

JET青年が、地域おこし協力隊などの地域づくり関係者との車座(意見交換)を実施し、地域づくりの優良事例を学ぶとともに、視察や体験を通じて地域活動への理解や関心を深めることで、地域の国際化に資する取組への参加を促す取組について、引き続き国費により実施することとしていること。

また、JET青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援並びに外国人の隊員へのサポートに要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

② 観光立国推進対策

宣伝・広告、観光案内所の管理・運営、人材育成等の訪日外国人旅行者を対象とした取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

地域力創造グループ施策担当者一覧①

電話番号	03-5253-5523		03-5253-5394	03-5253-5391	03-5253-5392	03-5253-5391	03-5253-5391	03-5253-5394	03-5253-5391	03-5253-5391	03-5253-5392	03-5253-5394	03-5253-5523		03-5253-5523	03-5253-5523	03-5253-5523	03-5253-5523	03-5253-5523
相当者	国永、北海		深野、植田、 水城、松木、福本	手塚、松木、松井	植田、福本	手塚、岩館	手塚、岩館	植田、福本	手塚、松井	手塚、福本	深野、矢野	深野、山田	別田田		中津留、金澤、西尾	中津留、服部	神野、服部	神野、服部	伊藤、磯辺
祖当課室	地域政策課		地域自立応援課	地域自立応援課	地域自立応援課	地域自立応援課	地域自立応援課	地域自立応援課	地域自立応援課	地域自立応援課	人材力活性化・連携交流室	人材力活性化・連携交流室	地域政策課		地域政策課	地域政策課	地域政策課	地域政策課	地域政策課
施策名	地域力創造推進会議 https://www.soumu.go.jp/main_sosik/jithi_gyousei/c-gyousei/r05junkankaigi.html	地方への人の流れの創出・拡大	地域おこし協力隊 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html	地域活性化起業人(企業派遣型・副業型) https://www.soumugo.jp/main_sosik/jichi_gyouse/cgyouse/bunken_kaikaku/Ozgyosei08_03100070.html	地域プロジェクトマネージャー https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c.gyousei/02gyosei08_04000210.html	移住・定住対策への支援	移住・交流情報ガーデン https://www.soumu.go.jp/main_sosik/jithi_gvousei/c-gvousei/zenkokuijvu_jiyukouryu.html	関係人口の創出・拡大 https://www.soumu.go.jp/main_sosik/jithi_gyouse/c-gyouse//zenkokuijyu_ijyukouryu.html	ふるさとワーキングホリデー https://www.soumu.go.jp/furusato-workingholidav/index.html	サテライトオフィスのマッチング支援 https://www.soumu.go.jp/satellite-office/	子ども農山漁村交流プロジェクト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cegyousei/kodomo.html	地域力創造アドバイザー https://www.soumugo.jp/ganbaru/jinzai/index.html	その他(地域企業人材支援事業) https://www.soumugo.jp/main_sosik/jichi_gyousei/cikikigyouzinzai.html	地域経済の循環促進	ローカルスタートアップの推進 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html	エネルギーの地産地消及び地域脱炭素の推進 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html	地域脱炭素の一層の推進(脱炭素債・過疎債)	Gメアドバイザー	木材利用の促進
項目番号	1	第1 地方へ	П	2	ĸ	4	2	9	7	8	6	10	11	第2 地域経	Н	2	2 (2) ①	2 (2) ②	2 (2) (

地域力創造グループ施策担当者一覧②

台舉理事		03-5253-5534	03-5253-5533	03-5253-5536	03-5253-5536	03-5253-5536	03-5253-5533	03-5253-5523		03-5253-5525	03-5253-5525	03-5253-5525	03-5253-5525
田二十		当	田計	國金、高野、嶋田	松木	高野	谷垣、松木	月日本		神野	自	明	自
塞 繼宗邱		地域振興室	地域振興室	過疎対策室	過疎対策室	過疎対策室	地域振興室	地域政策課		地域情報化企画室	地域情報化企画室	地域情報化企画室	地域情報化企画室
施策名	地域の暮らしを守る取組	特定地域づくり事業協同組合 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri- jigyou.html	地域運営組織 https://www.soumu.go.jp/main.sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html	過疎地域の持続的発展の支援 https://www.soumu.go.jp/main_sosik/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm	集落支援員 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html	都道府県過疎地域等政策支援員 https://www.soumu.go.jp/main.sosik/jichi.gyousei/c-gyousei/2001/kaso/02gyosei10.04000079.html	その他(1)・(3)	その他(2)	地域におけるDXの推進	地域DXを支える推進体制の構築	デジタル人材の確保・育成の推進	地域社会のデジタル化に係る参考事例集の充実化	その他
通 翻号	第3 语	₩	2	m	4	ιΩ	9	9	第4地	Н	2	m	4

地域力創造グループ施策担当者一覧③

電話番号		03-5253-5391	03-5253-5534	03-5253-5534	03-5253-5533	03-5253-5533		03-5253-5527	03-5253-5527	03-5253-5527	03-5253-5527	03-5253-5527
担当者		手塚、植田 岩館、松井	合垣	谷垣	松木	矢野		桑田、橋口	加藤、橋口	加藤、朝日	加藤、片岡	桑田、加藤、 朝日、橋口
五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		地域自立応援課	地域振興室	地域振興室	地域振興室	地域振興室		国際室	国際室	国際室	国際室	国際室
施 紙 名	定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり	定住自立圏構想の推進 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html	空き家対策	所有者不明土地等対策	PPP/PFIの導入促進	その他(中心市街地再活性化対策)	地域の国際化の推進	JETプログラムの活用等 https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu_JET.html	JET青年等外国人隊員の増加に向けた取組支援	日本にゆかりのある方々と国内の自治体との連携促進	地域における多文化共生の推進 https://www.soumu.go.jp/kokusai/index.html	その他
田田田田	第5 定(Н	2	ന	4	2	第6地	П	1 (4)	1 (5)	7	m